

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成28年9月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく環境省から広島県への要請文及び指示書等、並びにこれらの要請文に対する広島県の回答書等の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年9月23日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年12月8日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求の対象となる文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、平成23年3月11日の福島原発事故以来、環境省からの色々な要請文があったはずであるというものである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、放射性物質汚染対処特措法に基づく、環境省から本県への廃棄物の受入等に関する要請文及び指示書を保有しておらず、また、これらに対する広島県の回答書も存在しないというものである。

第 5 審査会の判断

1 本件請求の趣旨について

(1) 本件請求について

審査請求人は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関し、放射性物質汚染対処特措法に基づく環境省から広島県への要請文及び指示書等（以下「要請文等」という。）並びに当該要請文等に対する広島県の回答書等の開示を求めたのに対し、実施機関は、放射性物質汚染対処特措法に基づく環境省から本県への廃棄物の受入等に関する要請文等及び当該要請文等に対する本県の回答書等を保有していないとして、本件処分を行った。

審査請求人は、本件請求の対象となる文書が存在するはずである旨の主張をすることから、以下、その存否について検討する。

(2) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 当審査会において、実施機関に対し、本件請求の対象となる文書をどのように特定したかについて確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 審査請求人は、本件請求前の平成〇年〇月〇日に広島県庁へ来庁し、「広島市の埋立地に放射性廃棄物が搬入されることを懸念している」「環境省から、全国の廃棄物を所管する局長宛てに、福島原発事故で発生した放射性廃棄物を受け入れるよう要請した文書を開示請求したい」旨の発言をした上で、同日付けで「平成23年4月1日より現在まで環境省から広島県に対して、要請文及びこれに基づく合意書等の資料 環境省（廃棄物・リサイクル対策部）」についての開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行った。実施機関は、別件開示請求に対し、審査請求人の発言の趣旨を踏まえて、環境省等から広島県知事等宛ての放射性廃棄物の受入についての要請文等の6件の文書（以下「別件開示請求に係る対象文書」という。）を特定し、審査請求人に開示した。

(イ) 審査請求人は、平成28年9月8日に、広島県庁へ来庁し、別件開示請求に係る対象文書を閲覧するとともに、「これじゃない」、「放射性物質汚染対処特措法で受入をするという密約があると聞いている」、「放射性物質汚染対処特措法での要請文や指示書が見たい」旨の発言をした上で、本件請求を行った。

なお、本件請求の際、本件請求の担当部署（循環型社会課）の職員及び行政文書開示請求の受付事務の担当部署（総務課）の職員が立会し、総務課職員から、「放射性物質汚染対処特措法に基づく」という文言を記入することについて、審査請求人に助言した。

(ウ) 実施機関は、上記（イ）にある審査請求人の発言を踏まえ、東日本大震災で発生した放射性廃棄物の本県への受入について、放射性物質汚染対処特措法に基づく要請文等及び放射性物質汚染対処特措法で受入をするという密約について請求されており、別件開示請求よりもさらに対象文書を限定して請求されていると判断し、対象文書を特定することとしたが、放射性物質汚染対処特措法に基づく要請文や、審査請求人が想定していた密約はないことから、本件処分を行った。

(エ) なお、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理については、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理の特別措置法（平成23年法律第99号。以下

「災害廃棄物処理特措法」という。)第6条第1項を根拠に広域処理の要請が行われるが、同法による要請文等については、別件開示請求に係る対象文書に含まれており、既に審査請求人に対して開示されていた。

イ 当審査会において、実施機関に、上記(ア)及び(イ)の内容について確認したところ、別件開示請求時については聞取書(以下「本件聞取書」という。)が提出され、審査請求人が上記(ア)のとおり発言していること、本件請求時については、発言の記録等は残されていなかったが、本件請求の際に立会した担当部署の職員及び総務課職員への聞取りにより、概ね上記(イ)のとおりであったことが確認できた。

(3) 廃棄物の受入等に関する文書を特定したことについて

本件請求に係る開示請求書には、廃棄物の受入等に関して何ら記載されていないにもかかわらず、実施機関は、廃棄物の受入等に関する文書を保有していないと説明している。

審査請求人は、東日本大震災に伴う福島原発事故で発生した放射性廃棄物を受け入れるよう要請した文書を求める旨の発言をした上で別件開示請求を行い、別件開示請求に係る対象文書を閲覧後、自らの求める文書がないため、本件請求に至っていることから、本件請求は、別件開示請求を前提として行われたものであり、本県への廃棄物の受入等に関する文書を求めるものと認められ、実施機関が、本件請求の対象文書を廃棄物の受入等に関するものとしたことは不合理とはいえない。

(4) 放射性物質汚染対処特措法との関係について

当審査会において、文書の特定に当たって放射性物質汚染対処特措法との関係をどのように捉えたかについて確認するため、本件処分を行った際の実施機関の担当者の起案文書を見分したところ、放射性物質汚染対処特措法は、主として、福島第一原子力発電所の事故由来放射性物質で汚染された廃棄物に関し、放射能濃度に応じた取扱いについて定めたものであって、災害廃棄物の広域処理の要請を行うための明確な規定はなく、現に、同法に基づいた本県への廃棄物の受入に関する要請文及び指示書等は存在しないこと、災害廃棄物の広域処理に関しては、災害廃棄物処理特措法第6条第1項を根拠として行われており、同法による要請文等については、別件開示請求に係る対象文書として審査請求人に対して開示している旨の記載があった。

実施機関は、放射性物質汚染対処特措法での密約又は要請文等を求めているとの審査請求人の発言を踏まえて本件処分を行った旨説明するが、本件請求時の起案文書の内容からすると、実施機関は、審査請求人のいう密約又は要請等を行う根拠として放射性物質汚染対処特措法を捉えていたものと認められる。

しかしながら、当審査会において本件聞取書を見分したところ、審査請求人は、平成23年8月の放射性物質汚染対処特措法の公布及び施行の後に、環境省による放射性廃棄物の受入の要請が行われたとの認識のもと、広島市内に放射性廃棄物が搬入されることを懸念し、別件開示請求を行っていることが認められる。

実際、放射性物質及びこれによって汚染された物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規

定する廃棄物から除外されているが、放射性物質汚染対処特措法第22条に基づき、当分の間、同法第1条に規定する事故由来放射性物質によって汚染された物の一部は、廃棄物処理法第2条第1項の規定が適用されることとされているので、同法による処理が認められている。審査請求人は、このような法律の規定を背景に上記のような懸念を示し、本件請求時に放射性物質汚染対処特措法に言及したものとも考えられる。

(5) 小括

そうすると、本件請求の趣旨に沿うためには、本件請求の対象となる文書について、本県への廃棄物の受入等に関し、放射性物質汚染対処特措法を根拠として行われた要請文等のみならず、同法に関連する要請文等も含めるとともに、当該廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法第1条に規定する事故由来放射性物質によって汚染された廃棄物と解した上で、特定すべきである。

2 本件処分の妥当性について

上記1のとおり本件請求の趣旨を踏まえると、東日本大震災により発生した廃棄物を広島県へ新たに搬入することについて、環境省から広島県へ要請し又は指示すること（要請又は指示と同趣旨のものを含む。）がその内容であって、当該廃棄物が事故由来放射性物質に汚染されている可能性があるとともに、放射性物質汚染対処特措法への言及がある文書が本件請求の対象となる文書として特定されるものと考えられる。

当審査会で、別件開示請求に係る対象文書のほか、実施機関が放射性物質汚染対処特措法に係る環境省からの通達等に関する開示請求に対して特定した28件の文書を見分したところ、本件請求の対象となる文書として、平成24年1月11日付け環発対発第12011001号による環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長から関係都道府県廃棄物行政主幹部（局）長宛ての依頼文が該当するものと認められた。

以上により、実施機関は、当該依頼文を含めて、本件請求の対象となる文書を再度特定し、改めて開示可否を決定すべきである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 10. 4	・ 諮問を受けた。
30. 5. 25 (平成 30 年度第 2 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 6. 22 (平成 30 年度第 3 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授